

f 埋却または焼却準備役 (2名)

(a) 埋却の場合

- i 埋却準備役は、送られてきた袋の中の処分鶏の死亡を確認し、袋のままフレコンバッグに投入する。この際、処分鶏の数(投入した袋の数)を殺処分進捗状況票(個票)に記録する。
- ii 割当てられた作業時間(2時間)の終了時に、殺処分進捗状況票(個票)を記録し、鶏舎担当の家畜防疫員へ報告。連絡調整係はその記録を聞き取る。
- iii 埋却に時間を要し、農場内に一時保管せざるを得ない場合には、野生動物による食害等を防ぐためにフレコンバッグの口をきつく縛り、ブルーシートで覆う。



フレコンバッグへの鶏の投入

出典: 鹿児島県

(b) 焼却の場合

- i 焼却準備役は、送られてきたポリバケツの処分鶏の死亡を確認し、感染性廃棄物処理容器等へ詰め込む。容器へは処分鶏を10羽ずつ詰め込み、専用蓋で密閉する。この際、処分鶏の数(詰め込みの終わった容器の数)を殺処分進捗状況表(個票)に記録する。
- ii 割当てられた作業時間(2時間)の終了時に、殺処分進捗状況票(個票)を記録し、鶏舎担当の家畜防疫員へ報告。連絡調整係はその記録を聞き取る。
- iii 容器等の外装を噴霧消毒する。

(イ) 平飼い式鶏舎の場合

作業動線が重なり安全が確保できない場合は、人の数を減らす。また、鶏舎の作業スペースの制約から、箱(袋)詰め、搬出を同時に行うことが困難な場合は、全羽を殺処分した後に行う。

a 捕鳥役 (3~4名)

- (a) コンパネやベニヤ板などで鶏群を一箇所に追い込み、1羽ずつ捕鳥してポリバケツに10羽ずつ入れていく。
- (b) 鶏の入ったバケツを殺処分役に送る。



平飼い鶏舎における捕鳥作業
出典：宮崎県

b 殺処分役（1～2名）

- (a) 捕鳥役から送られてきたポリバケツに二酸化炭素ガスを5秒程度注入する。なお、炭酸ガスボンベはサイフォン式を用い、スノーホーンを取り付けて使用する。また、噴射時にはボンベが倒れないように注意して立てて使用します。使用後も転落・転倒等により衝撃を与えたり、バルブを損傷しないよう丁寧に取り扱う。

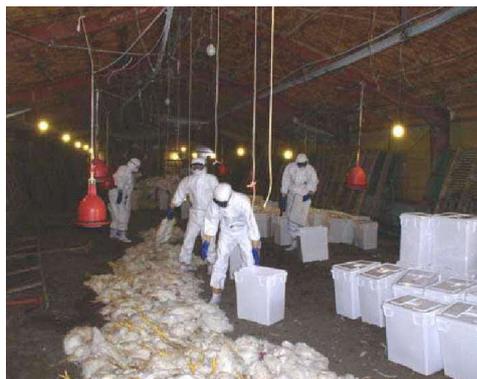
なお、ボンベは使用の前後に関わらず、直射日光等があたるなどして40度以上にならないようにする。

c ポリバケツ準備役（2～3名）

- (a) 殺処分役から処分鶏の入ったポリバケツを受け取り、死亡を確認した後、袋又は密閉容器に入れ替える。
(b) 空になったポリバケツを捕鳥役へ送り返す。

d 箱（袋）詰め役（2～3名）

処分鶏を埋却する場合は大型ビニール袋へ、焼却する場合は密閉容器へ10羽ずつ詰め込む。詰め込んだ容器は密閉し、運搬役へ渡すか適当な場所へ並べる。



処分した鶏の箱詰め
出典：宮崎県

e 運搬役（6～8名）

箱（袋）詰め役が詰め込んだ箱または袋を鶏舎出口まで運搬し、搬出役へ渡す。また、鶏舎外から新しい箱または袋を鶏舎内に搬入する。

f 搬出役（適当な人数）

袋詰め役から送られてきた処分鶏が10羽ずつ入った箱（袋）をリレー方式で鶏舎内から搬出し、埋却または焼却準備役へ送る。

g 埋却または焼却準備役 (適当な人数)

(a) 埋却の場合

- i 埋却準備役は、送られてきた袋の中の処分鶏の死亡を確認し、袋のままフレコンバッグに投入する。この際、処分鶏の数 (投入した袋の数) を殺処分進捗状況票 (個票) に記録する。
- ii 割当てられた作業時間 (2時間) の終了時に、殺処分進捗状況票 (個票) を記録し、鶏舎担当の家畜防疫員へ報告。連絡調整係はその記録を回収する。
- iii 埋却に時間を要し、農場内に一時保管せざるを得ない場合には、野生動物にいたずらされないようにフレコンバッグの頭をきつく縛り、ブルーシートで覆う。

(b) 焼却の場合

- i 焼却準備役は、送られてきた袋の中の処分鶏の死亡を確認し、感染性廃棄物処理用密閉容器等へ詰め込む。容器へは袋のまま10羽ずつ詰め込み、専用蓋で密閉する。この際、処分鶏の数 (詰め込みの終わった容器の数) を殺処分進捗状況表 (個票) に記録する。
- ii 割当てられた作業時間 (2時間) の終了時に、殺処分進捗状況票 (個票) を記録し、鶏舎担当の家畜防疫員へ報告。連絡調整係はその記録を聞き取る。
- iii 容器等の外装を噴霧消毒する。

カ 留意事項

- (ア) ボンベは立たせて使用する (寝かせると1/3も使用できない)。
- (イ) ボンベは倒れないようカート、柱への括り付け等で固定する。
- (ウ) 空ボンベは必ずコックを締める。また、布テープをバルブ部分に貼り、満ボンベと識別する。
- (エ) ボンベは使用後も転落・転倒等により衝撃を与えたり、バルブを損傷しないよう丁寧に取扱う。
- (オ) ボンベは使用の前後に関わらず、直射日光等があたるなどして40度以上にならないようにする。

キ 必要資機材

炭酸ガスボンベ、スノーホーン、ポリバケツ、台車、フレコンバッグ、大型ビニール袋、(移動式作業台)

ケ 参考

(ア) 様式例等

(様式例)	
殺処分進捗状況票 (個票)	
畜舎名 (畜舎番号)	_____
実施時間	_____ 月 _____ 日 _____ : _____ ~ _____ : _____
記入者	_____
殺処分した家きんをいれたペール数	* 数字又は「正」で記載
1個あたり (_____ 羽)	
その他伝達事項	

(参考資料 1)

家 き ん (鶏) の 補 鳥 方 法

殺処分を行う際に家きんを確実に補鳥することは、作業を迅速、確実に進めるためのみならず、家きんの苦痛を軽減する観点からも重要です。

1 補鳥の重要性

家きんを含めて動物には、一般的に人の接近や接触を警戒、防御しようとする本能があります。家きんである鶏は一般的におとなしく従順ですが、捕鳥時の確実な補鳥は作業の迅速化に不可欠です。

2 補鳥する際の注意事項

作業の安全を確保しつつ、作業を効率的に進めるため、補鳥するには、以下の注意事項を守りましょう。

- (1) 鶏は群居性なので、一羽だけ取り残されるとパニックを起こして走り回ります。
- (2) ケージ式鶏舎の場合、鶏がケージ外へ逃走するとケージの隙間や床下、採卵ベルトへ入り込み捕鳥が困難になるので、鶏が入っているケージから離れる際は扉が確実に閉まっていることを確認しましょう。
- (3) 平飼い式鶏舎の場合は、コンパネやベニヤ板を用いて群単位で隅に追い込みながら、捕鳥します。
- (4) 鶏舎外への鶏の逃走防止対策がとられていることを確認しましょう。

3 具体的な補鳥方法

(1) ケージ式鶏舎の場合

個々のケージは大変狭いため、鶏の体全体をつかむより、ケージ内へ手を入れて鶏の両脚を同時につかんで引っ張り出す方が効率的です。また、片方の翼と両脚を同時につかむ方法もあります。

鶏の補鳥 その 1



鶏の
取り出し



両脚の
持ち方



両脚を持った
運び方



片方の翼と
両脚を同時に
つかむ方法

出典：家畜改良センター

(2) 平飼い鶏舎の場合

鶏は鶏舎内で放し飼いになっています。鶏舎内をいくつかのブロックに分け、コンパネやベニヤ板で仕切りをしながら一箇所に鶏群を追い込んで一羽ずつ捕鳥していきましょう。平飼いの場合は両脚をつかむのは難しいので、上から両翼をおさえるようにつかまえます。

(3) その他

激しく飛び回るような鶏がいる場合は、両翼を組み合わせることで、一時的に飛ぶのを防ぐことができます。

鶏の補鳥 その2

①



②



③



④



鶏の翼の組み方：①のように翼を持ち、②、③のように交互に組み合わせる

④：背中に翼を組み合わせた状態

出典：家畜改良センター

(参考資料2)

殺処分作業に当たっての留意事項

実際に作業する際には、防疫作業員の安全確保やバイオセキュリティには十分に注意しながら進めます。また、農場主の心情や動物福祉にも配慮しましょう。

1 作業の安全確保に関する留意事項

- (1) 家きん舎内の構造は飼養形態や飼養羽数により大きく異なります。また、一般的に家きん舎内の作業スペースは暗くて狭いため、慣れるまで時間がかかります。事故防止のために、作業開始前に作業エリアの特徴を把握しておきましょう。
- (2) ケージ式家きん舎の場合、ケージが何段も重なっているため、上の方の段から捕鳥する際は下段ケージに足をかけなければなりません。足元に十分注意して落下等の事故がないようにしましょう。また、必要に応じて作業台を準備して防疫作業員の安全確保に努めます。
- (3) 平飼い家きん舎の場合、足元がぬかるむことがあります。必要があれば、作業動線上にコンパネなどを敷いて作業用の通路を確保しましょう。
- (4) 殺処分に使用する炭酸ガスボンベは大変重いため、これが転倒した場合、防疫作業員が大ケガをする可能性があります。ガスボンベを立てる際には、転倒防止のために必ずカート、柱への括り付け等で固定して使用します。やむを得ず直置きする場合は、ガスボンベを支えるために一本に一人の防疫作業員を配置しましょう。
- (5) 他の防疫作業員と接触して事故を招くおそれがありますので、防疫作業員同士で声を掛け合うなど、十分注意しながら作業を進めましょう。
- (6) 汚染エリア内でゴーグルやマスクを脱着することや、防疫衣の脱衣は、防疫作業員がウイルスの感染リスクを高めるため、絶対にやめましょう。
- (7) 作業中に手袋や防疫衣が破れてしまうことがよくあります。このような場合は速やかに班長等に申し出て、新しい物に交換しましょう。また、必要に応じて噴霧消毒を行いましょう。
- (8) 防疫衣を着ながらの作業では、体力を激しく消耗します。休憩時以外であっても、ケガをしたり体調が悪くなった場合は、速やかに班長等に申し出て、必要な手当を受けるか休憩を取るようにしましょう。
- (9) 消石灰などの刺激性の消毒薬には十分に注意しましょう。目や皮膚に触れた場合には、すぐにきれいな水で洗い流しましょう。

2 まん延防止に関する留意事項

- (1) 発生農場にはウイルスが大量に存在すると考えられますので、発生農場敷地内は汚染エリアとなります。汚染エリア、清浄エリアを明確にして汚染エリアからウイルスを持ち出さないことが大切です。
- (2) 原則として家きん舎内で殺処分を行います。家きん舎の構造やその他の事情によりやむを得ず家きん舎外で殺処分を行う場合は、柵などの中で処分作業を行い、ウイルスの拡散防止、家きんの逃走防止に配慮しながら進めることが必要です。
- (3) 殺処分は殺処分は疑似患畜が発生した家きん舎及び臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行うので、家畜防疫員(獣医師)の指示に従ってください。
- (4) 汚染エリア内へ携帯電話等の私物を持ち込むことは、原則禁止です。集合施設の管理責任者が必要と認めるなど、作業を進める上でどうしても必要な場合は、ビニール袋などによって被覆するなど、細心の注意を払った上で、持ち込んでください。

3 農場主への配慮

- (1) 農場主は本病の発生により精神的なダメージを受けています。農場主の心情に配慮した言動に心掛けましょう。
- (2) 殺処分作業の計画及び方法等については、事前に農場主へ十分に説明し理解を得ておきましょう。また、計画に変更があったら随時農場主へ報告しましょう。
- (3) 伝染病のまん延防止のために犠牲となった家きんに対して、殺処分終了後に黙祷を捧げる等、哀悼の意を表すことは大切です。
- (4) 作業エリア内での防疫作業に関しては、ブルーシートで目張りするなど、必要に応じて外部から見られないようにするとともに、作業エリア内で談笑する等の行為は慎みましょう。

4 動物福祉に関する配慮

- (1) 家きんが苦痛を受ける時間を可能な限り短くするため、二酸化炭素ガスは十分に注入し(90リットルポリバケツに成鶏10羽を入れた場合5秒程度)、作業を迅速かつ確実に進めるよう心がけましょう。また、炭酸ガスボンベの液化二酸化炭素ガスの残量が少なくなってきたら早めに交換しましょう。(ガスの噴射音が変わってくる、ボンベをスパナでたたくと高い音が響くなどでわかります)
- (2) 殺処分家きんの死亡確認は、苦痛を軽減させる観点からバケツの中の家きんが完全に動かなくなるまで待ち、死亡を確認しましょう。

(12) 清掃・消毒係

ア 作業内容

殺処分終了から防疫措置完了までの間、ウイルスの散逸の防止及び発生地内のウイルス撲滅を目的として、汚染物品の搬出後、鶏舎等の清掃・消毒を行う。

汚染物品の処理は原則として埋却する。ただし、埋却地への運搬時の病原体の散逸リスクを考慮し、まん延防止上必要な場合にあっては、動衛課との協議を経て、防疫指針に基づき発酵消毒、薬物消毒又は封じ込め措置を行う。

イ 作業場所

発生農場

ウ 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局からバスで集合施設へ移動、着替え等を済ませバスで発生農場へ移動。

エ 人員構成

(ア) 10名程度（内容により5～20名）の班に分かれて作業する。各班に1名の班長をおき、班員の誘導、定時連絡における報告等を担当する。

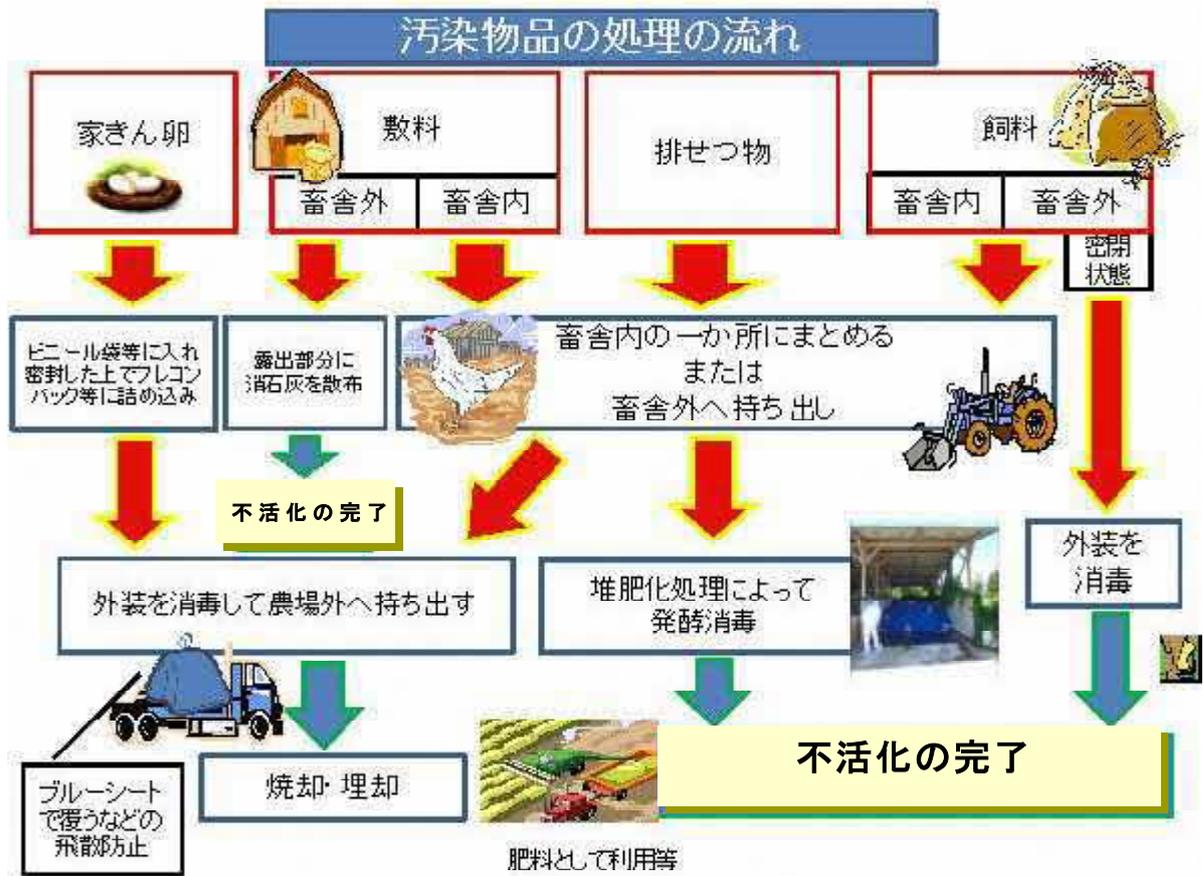
(イ) 各鶏舎に配置された家畜防疫員は、各班の作業を指示する。

また、各班の班長と連携して、班内の役割を必要に応じて交代させ、負担、疲労を分散する。

オ 作業手順

(ア) 汚染物品の搬出

汚染物品（家きん卵、排せつ物、敷料、飼料等）を鶏舎内から搬出する。



(農林水産省防疫作業マニュアル抜粋)

a 家きん卵

家きん卵は、ビニール袋等に入れて密封した上で、フレコンバック又はミッペール等の密閉容器に詰め込み埋却する。また、集卵用のトレイを埋却して構わない場合は、トレイごとダンボール箱に入れて密封した上で埋却することもできる。

集卵ベルトがある農場の場合は、これを動かすことで集卵室に卵を集めることができるため、作業を効率的に進めることができる。



(出典：鹿児島県)

b 飼料

家きん舎の中にある飼料は、基本的には排せつ物と同様に、埋却する。家きん舎の外にある飼料は、袋やタンクが密封されている場合は、その外面を消毒する。

なお、密封されていない部分については、基本的には、家きん舎の中にある飼料と同様に処理する。



(出典：鹿児島県)

c 敷料

家きん舎内にある敷料は、既に排せつ物と混ざった状態となっていることが多いため、排せつ物と一緒に処理する。

なお、家きん舎以外の場所に置かれている敷料については、露出している部分に消石灰を散布しておく。

(イ) 鶏舎

鶏舎内を清掃したのち消毒作業を実施する。

○ 清掃

- (a) 家きん舎内の清掃：作業は上から下へ、奥から手前へ
- (b) 給餌施設の清掃：残っている飼料を取り除く
- (c) 集卵設備の清掃：ベルトをはずして清掃する
- (d) 床の清掃：出入り口、通路、鶏舎の隅も念入りに

○ 水の使用が可能な場合

a 家きん舎消毒の準備

感電・漏電防止のため、電気施設の防水処置をする

b 消毒

(a) 家きん舎の消毒

動力噴霧機や手動式噴霧器を用いて、天井、壁、ケージに消毒薬を十分

に吹きかける。家きん舎の上から下、すなわち、天井、壁面、床面の順で隅々まで消毒し、さらに、家きん舎外壁も同様に消毒する。なお、一坪(3.3㎡)当たり4～6ℓの薬液が必要。

また、消毒薬を泡状にして吹き付ける発泡消毒を実施するのもよい。(発泡消毒は、動力噴霧器による消毒薬散布と比較して消毒効果が高いといわれている。)

2～3回目の消毒では、鶏舎を密閉して煙霧消毒を実施してもよい。

(b) 器具等の消毒

小型の器具は消毒薬に浸す。

車両等大型のものには、消毒薬を噴霧する。

○ 水の使用が不可能な場合

煙霧消毒機による消毒の実施を検討する。

a 作業前の準備

作業前に、鶏舎の構造を再確認し、必要に応じて目張り等の処置を施す。

防疫作業員は、使用薬液に応じた防毒マスクを必ず着用するとともに、作業中に身体に異常を感じたら、速やかに作業を中止する。

b 消毒の実施

煙霧消毒機を起動する。

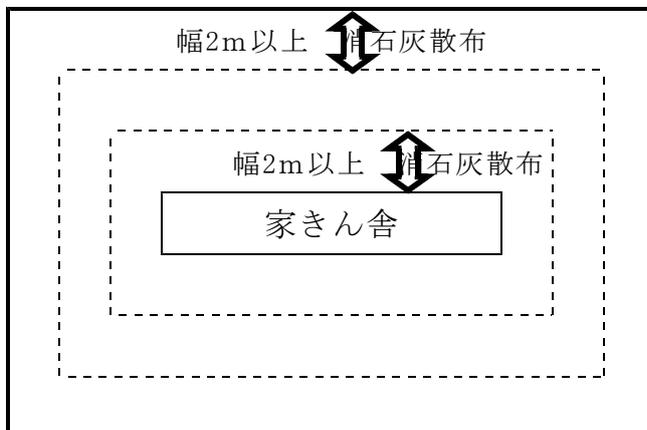
鶏舎内作業時間を少なくするため、作業は2台体制で実施し、防疫作業員が煙霧に巻かれないよう作業動線を検討してから実施する。

(ウ) 敷地内の消毒

消石灰の散布による消毒。

石灰袋の運搬時や開封時には、石灰の噴出による事故(目に入るなど)に十分注意すること。

(参考) 家きん舎周囲及び農場外縁部への消石灰散布のイメージ



注) 0.5～1.0kg/㎡の割合(1袋当たり20～40㎡)で散布

(エ) 堆肥の消毒

堆肥は十分に発酵させ、発酵熱でウイルスを不活化させる。

発酵消毒を行う際は、継続的に堆肥の中心温度の測定を行い、動衛課と協議の上、発酵温度に応じた消毒期間を設定する。

堆肥表面の温度は低いので、消石灰を散布し、可能な限りブルーシートで被覆する。

カ 留意事項

家きんの死体や汚染物品を搬出した後、徹底的な鶏舎の消毒を実施する。

ウイルスの拡散を防ぐため、通常のオールアウト後の消毒のように消毒前の水洗はせずに、直ちに消毒薬を散布する。

キ 連絡先

農場防疫班－連絡調整係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

ク 参考

(様式例)

清掃・消毒進捗状況報告票 (個票)

鶏舎名 (鶏舎番号) 又は施設名 _____

報告時間 _____ 月 _____ 日 _____ :

記入者 _____

作業	状況 (□/☑)
除糞	□実施中 (進捗 %面積比) □終了 □該当なし
清掃	□実施中 (進捗 %面積比) □終了 □該当なし
消毒	□実施中 (進捗 %面積比) □終了 □該当なし
	□実施中 (進捗 %面積比) □終了 □該当なし
	□実施中 (進捗 %面積比) □終了 □該当なし

その他伝達事項

(参考: 農林水産省作成資料から抜粋)

消石灰を取り扱う際の注意

農場で使用する消毒用の消石灰は比較的安全な物質ですが、強アルカリであるためその取扱いには注意が必要です。

注意点

- 1 皮膚、口、呼吸器等を刺激し、皮膚や粘膜が赤くただれることがあります。
- 2 眼に対して刺激性であるため、視力障害を起こすことがあります。
- 3 取り扱った後は、手洗いとうがいを忘れないようにしてください。
- 4 子供の手の届かない所に保管してください。

使用する際には

- 1 保護メガネ (目に入らないようにします。)
- 2 保護手袋 (ビニール手袋などを用いて、消石灰が直接肌に触れないようにします。)
- 3 保護マスク (吸い込んだり、飲み込まないようにします。)
- 4 保護衣服 (防水性の作業着などを着用し、直接肌に触れないようにします。)

万が一の際には

目に入った場合: 直ちにきれいな大量の水で15分以上洗浄し、速やかに医師の診察を受ける必要があります。

吸い込んだ場合: 新鮮で清浄な空気のある場所に移動し、きれいな水でうがいし、鼻の穴も洗浄後、速やかに医師の診察を受けてください。

飲み込んだ場合: 直ちにきれいな水で口の中をよく洗い、速やかに医師の診察を受けてください。

皮膚に付いた場合: 直ちに大量の水で洗い流し、強い肌荒れや火傷などが見られたら、速やかに医師の診察を受けてください。

消石灰は強いアルカリであることを忘れずに、周囲の農業者や農場などにも配慮しながら散布してください。

(13)埋却係

ア 作業内容

死体や飼料・排せつ物又はその処理過程産物等の汚染物品を埋却することで、ウイルスを封じ込める。

埋却業務を委託する場合にあって、まん延防止のために必要な指示を行うとともに、作業の進捗を記録する。

イ 作業場所

発生農場、埋却地

ウ 作業場所までの移動手段

公用車で発生農場、又は埋却地に直行する。

施工業者（契約予定者）は社用車等により発生農場に直行する。

* 作業場所での駐車、着替え、休憩場所の不適又は不足等が想定される場合、必要に応じて集合施設又は別に設定した拠点を経由する。

エ 人員

(ア) 埋却地

整備課、調整課または農村振興課工事監督員等 数名

家畜防疫員 1名

施工業者（契約予定者） 必要な人員を配置

* 各シフトごとにリーダーを置く。

(イ) (総合) 振興局

調整課、整備課または農村振興課

オ 作業手順

○ 埋却地（整備課、調整課、農村振興課、家畜防疫員）

(ア) 施工業者による作業の確認。

原則として、下記作業に係る業務委託を行うこととし、その内容、進捗を確認する。

なお、業務委託に係る手順、内容、様式等は別途定める。

- a 試掘作業
- b 埋却溝の掘削
- c 死体等の埋却溝への投入
- d 覆土等
- e 撤収作業
- f 表示

(イ) 作業進捗の確認、報告

施工業者から2時間ごとの定時報告を受け、連絡調整係を介して(総合)振興局対策本部に報告する。

(ウ) 防疫衣等の着用、資機材等の消毒

防疫作業員及び施工業者の防疫衣等を用意し適切に着用させる。また、防疫作業員、施工業者及び重機等の消毒に要す資機材を配置し、重機等の必要な消毒を実施する。

(エ) 不足する資機材の確認、手配

防疫衣、消毒薬等に加え、業務委託にあつて対策本部が用意することとした資機材等の不足を確認し、(総合)振興局対策本部に要求する。

なお、消石灰、水分調整剤、立看板は対策本部で用意し施工業者が作業を行う。

○ (総合) 振興局 (農務課、調整課、整備課、農村振興課)

(オ) 契約に係る事務

a 見積書・積算内訳書等の提出依頼

b 埋却工事発注設計書の作成・契約

なお、業務委託に係る手順、内容、様式等は別途定める。

カ 必要資機材 (重機等契約に基づき受託者が用意するものを除く)

携帯電話、トランシーバー、記録用紙 (埋却報告記録簿)・耐水用紙、筆記具 (クリップボード・鉛筆・マジック)、レーザー距離計、メジャー (レーザー距離計がない場合)、時計、拡声器

キ 留意事項

緊急事態発生時 (法面崩壊、防疫作業員のけが等)、ただちに (総合) 振興局対策本部に連絡し、指示をあおぐ。なお傷病等にあつてはただちに直接救急の手配を行う。

ク 連絡先

農場防疫班ー連絡調整係

担当者氏名 : _____

連絡先 : _____

2 防疫支援班

(1) 集合施設運営係

ア 作業内容

(ア) 集合施設の設営、管理

なお、集合施設には原則として、下記の機能を持たせる。

- a 防疫作業員が、作業場所とは別の場所に集合し、作業場所への移動まで待機し、また防疫衣の着衣等必要な準備を行う。
- b 資機材の保管、管理
- c 現地指揮所幹部等の詰め所

(イ) 集合施設の運営

- a 防疫作業員の受付、誘導

イ 作業場所

集合施設

ウ 作業場所までの移動手段

設営時、(総合) 振興局から集合施設まで公用車で移動する。設営後、(総合) 振興局から集合施設までバスで移動する。

エ 人員構成

防疫計画のとおり

例) 30万羽飼養 (3万羽×10鶏舎) の場合	5名
リーダー兼運営・管理	1
防疫作業員の受入	2
防疫作業員の誘導	2
施設の設営、撤収は全員で	

オ 作業手順

(ア) 受入準備～レイアウトの決定

各作業場所のレイアウトを決定し、レイアウト図を受付と入口などに掲示し、防疫作業員に周知する。

a 受付場所

入場口から分かり易い場所に設置し、受付担当者の人数等に応じて可能な限り間口を大きく確保する。

順番を待つ必要が生じた場合に備え、待機列の位置を看板、養生テープ等で表示する。

b 手荷物管理場所 (預かり・保管)

可能な限り、受付と当時に行うが、十分な広さが確保できない場合、対象者が多く時間を要す場合にあっては、受付場所に隣接して私物預かり場所を配置する。

c 着衣場所

着衣する順番に防疫衣、手袋、マスク等の資機材を配置する。また、見本の掲示や展示等を行う。

- d 休憩所
休憩又は待機するために、机と椅子又はシートと座布団を置き、座って休憩できる区画を設置する。
入場、受付、着衣等の動線から距離をとって設置し、可能な限り、仕切り板等を設置する。
 - e 現地指揮所幹部等の詰め所
入場、受付、着衣等の動線から距離をとり、別室又は仕切り板等を設置した区画に必要な数の椅子、机、通信機器、ホワイトボード、文具を設置する。
 - f その他
バス乗車前の待機場所、説明等を実施する場所等を定める。
- (イ) 防疫作業員への対応
- a 受入
防疫作業員が到着するまでに総括・調整班の動員・班編制係から名簿を入手し、到着した防疫作業員を速やかに誘導し受付を行う。受付後は健康管理・感染症対策係で健康調査を受けるよう指示すると共に、1日の作業の流れ（作業予定時刻、作業開始までの流れ、案内用掲示板の場所、飲食物の用意等）等の注意事項の掲示場所を周知する。
受付後、同班の連絡調整係を介して、防疫作業員を、健康管理・感染症対策係へ誘導する。動員数の実績は2～4時間毎にとりまとめ、同班の連絡調整係を介して総括・調整班の連絡調整係に報告する。
 - b 防疫衣の装着
受付、作業前健康調査等を終えた防疫作業員を、同班の連絡調整係を介して防疫衣着衣場所へ移動させ、防疫衣（長靴以外）を装着させる。原則、布テープでの目張りなどは防疫作業員間で協力して行い、補助者は必要最低限のサポートとする。装着を終えた防疫作業員は、同班の連絡調整係を介して農場への移動バスへ誘導する。
 - c 作業終了時
待機中の防疫作業員に対し、翌クール時までの動向（宿泊施設への移動手段や時間、翌日の集合方法等）を説明しておく。作業を終えた防疫作業員を宿泊施設への送迎バスへ誘導する際は、バスに乗せる際に名簿で確認し、乗せ忘れのないようにする。
 - d 情報提供
作業進捗状況や係毎の作業開始時刻等について、ホワイトボードや拡声器を利用して効率的に待機中の防疫作業員へ周知すること。
- (ウ) 私物の管理
- 私物は用意したビニール袋にいれ、各シフトごとに管理場所に保管する。
ビニール袋に氏名を記載した布テープを貼り付ける、中に札を入れる等により持ち主が分かるようにしておく。
- (エ) 集合施設の整理整頓・清掃
- a ゴミの管理
 - (a) レイアウト図にゴミ袋・一次ゴミ置き場を設定し、掃除道具等を手配する。

- (b) ゴミは、現地市町村の分別方法に従い分別する。
- (c) 所定の箇所にゴミ袋を設置する。
- (d) 施設に喫煙スペースがある場合は、吸い殻・火の後始末を管理する。
- (e) ゴミ搬出業者と搬出時間等を打ち合わせる。
- (f) 施設内を定期的に清掃する。

b トイレの管理

- (a) 施設内のトイレは、トイレットペーパーなど消耗品の補充を行い、清掃は、施設管理者に依頼する。
- (b) 農場テント等に設置する簡易トイレについては、設置と汲み取りは業者に一括契約し、トイレットペーパーなど消耗品の補充と清掃は現地受入係が行う。
※ 簡易トイレの手配は総括・調整班－資機材管理係が行う。

カ 留意事項

(ア) 光熱費の確認

利用前後に、集合施設とする建物の水道メーター、電気メーター等を記録し、後に支出する光熱費の算出根拠とする。

- (イ) 個人的な貴重品は持ち込ませないことを原則とする。持ち込む場合は管理を自己責任とし、当係は責任を負わない。
- (ウ) 防疫作業員の受付や作業の留意事項等の周知は、輸送バス内で移動中に行うと効率が良い。
- (エ) 資機材の搬入、椅子・机等の賃貸・配置、養生シートの設置、ゴミの回収、清掃等にあつては業務委託も検討する。

キ 必要資機材

- ※ 資材の調達はすべて総括・調整班の資機材調達係が行う
- ※ 受付用テーブルやPC、筆記用具といった受付側の必要スペース・物品の他、拡声器やホワイトボード、プロジェクター等の防疫作業員に情報を周知するための機材を必ず用意すること。※連絡調整班使用分も含む

防疫資材	数量	設置場所	調達元
通信機器	複数	指揮所 受付	(総合) 振興局 (地域政策課)
ホワイトボード	3台 1台	指揮所 受付	〇〇講堂、〇〇会議室、 〇〇普及センター
時計 布テープ ビニールテープ 筆記用具 軍手 カッター 大判紙		各所	(総合) 振興局
名簿(紙or電子)		受付	
拡声器		受付	
袋、箱、タグ		受付	
簡易ベット		休憩所	
救急箱		休憩所	
簡易トイレ		休憩所	
ゴミ袋		各所	
掃除道具		休憩所	

ク 連絡先

総括・調整班－動員・班編制係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

農場防疫班－農場統括係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

防疫支援班－資機材調達・管理係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

防疫支援班－健康管理・感染症対策係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

防疫支援班－消毒ポイント係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

防疫支援班－食事係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

防疫支援班－連絡調整係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

※ 埋却地が農場外の場合は、埋却係の連絡先も把握すること

農場防疫班－埋却係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

ケ 参考

(a) 動員に係る分担例

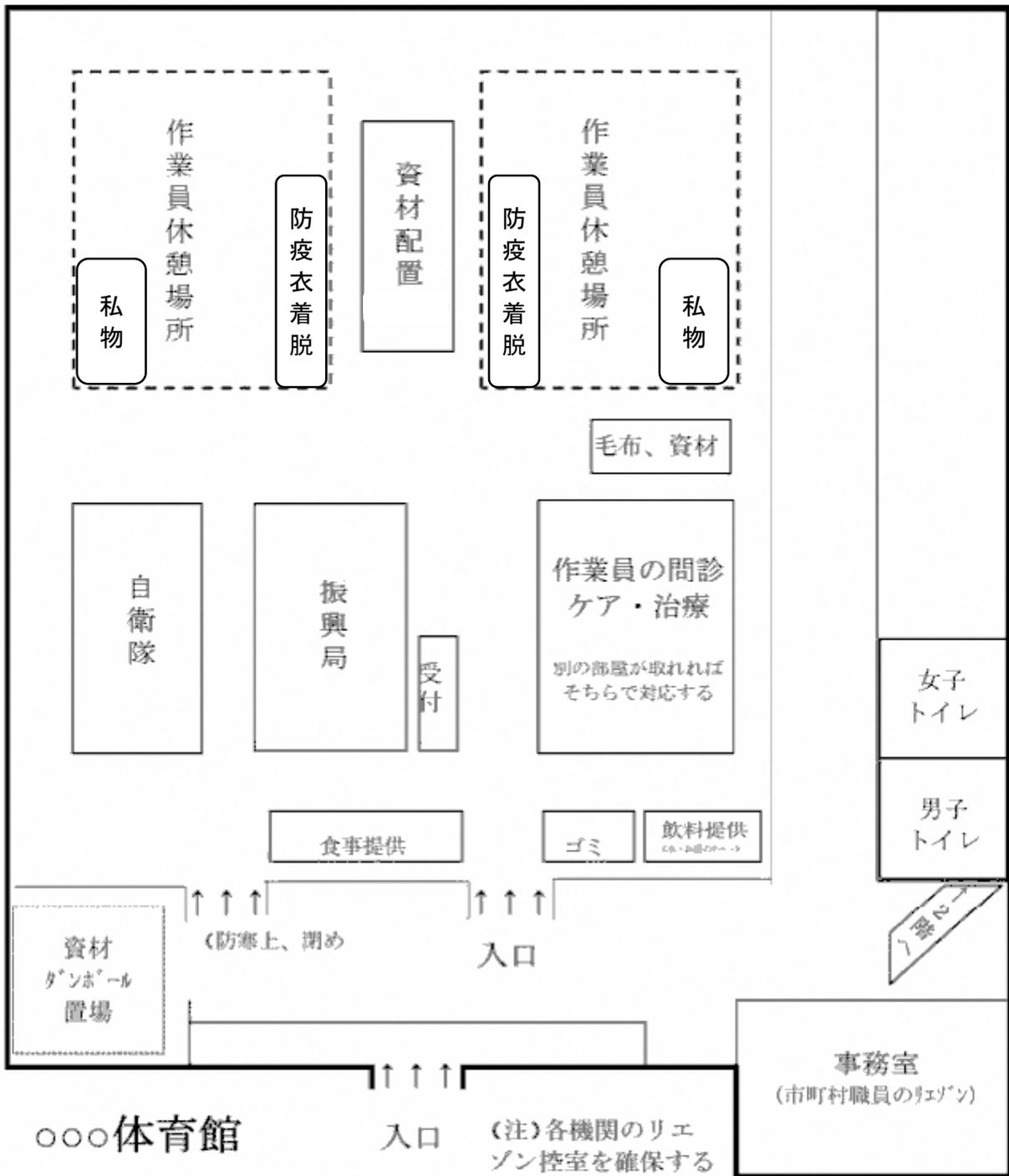
分担事項		派遣元	当該(総合)振興局職員、管内関係団体等	本庁、他(総合)振興局職員、道内関係団体等
必要人員の算出			動員・班編制係	本庁対策本部指揮室 調整班企画・総務係 (農政課、人事局人事課) *
動員者の所属との調整			動員・班編制係	
宿泊施設	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の通知		動員・班編制係	
	集合施設への移動手段の通知		動員・班編制係	
	移動手段(宿泊施設と集合施設間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
集合施設	移動手段(集合施設と作業場所間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	受付		集合施設運営係	
	(作業前)防疫衣の装着の補助		集合施設運営係	
	(作業前)作業場所への移動バスに誘導 (作業後)宿泊施設への移動バスに誘導		集合施設運営係	
	次シフトの集合時間、集合手段の通知		集合施設運営係	
	軽食、飲料の配付		食事係	
作業場所	作業場所への移動手段の手配		輸送・宿泊・食事係	
	汚染エリア出入時の補助・手順の指示		現地受入係	
	受付、作業開始・終了の指示		農場統括係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
	集合施設への移動手段の通知		農場統括係又は現地受入係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
	軽食、飲料の配付		現地受入係	

注1 注釈のない係名は(総合)振興局対策本部の係を指す。

注2 上表に自衛隊、警察、家畜防疫員、国・都府県からの派遣者は含まない。

- *
・当該(総合)振興局管内の動員上の不足人数を他(総合)振興局、道内関係団体等から動員。
・道内関係団体への連絡については、道本部防疫班防疫対策係が補佐。
・必要に応じて、道本部調整班関係機関調整係が補佐。
・必要に応じて、派遣元に自己手配を要請。

(b) 集合施設のレイアウト例 (2017十勝発生時)



(2) 資機材調達・管理係

ア 作業内容

- (ア) 集合施設に搬入される防疫作業用資機材の受入れ
- (イ) 資機材の在庫状況を常に把握し、防疫作業計画に合わせて総括・調整班の資機材調達係へ購入を依頼するなど、資機材に不足が生じないように管理すること
- (ウ) 集合施設の設営補助（第一陣のみ）

イ 作業場所

集合施設

ウ 作業場所までの移動手段

第一陣は（総合）振興局から集合施設まで、（総合）振興局指揮室の総括・調整班が準備するバスで、農場防疫班の先遣隊（受入）、防疫支援班の集合施設運営係、食事係及び運搬係のメンバーとともに移動する。

第二陣以降については、（総合）振興局から防疫作業員とともに輸送バスで移動する。

エ 人員構成

防疫計画のとおり

例) 30万羽飼養（3万羽×10鶏舎）の場合	10名
リーダー兼在庫管理担当	1名
資材検収担当	2名
資材配置担当	7名
資材回収担当	防疫作業終了後、上記全員で対応

オ 作業手順

(ア) 受入準備

リーダーは防疫計画（先遣隊（計画）が修正済みのもの）に基づき家保やストックポイントから搬入される資機材の数量と時間を事前に総括・調整班の資機材調達係と共有して把握する。集合施設内では、防疫支援班の集合施設運営係と連携して資材配置図を作成し、作業人員を配置するなどして受入準備を行う。

防疫作業開始に向け、初期に大量の資機材が搬入されるので、混乱が生じないように、準備は入念に行うこと。

(イ) 資機材の受入れ

資材検収担当は、防疫計画の03-2「資機材調達計画」に基づき搬入される資機材を検収し、資材配置担当に配置を指示する。検収の結果、資機材に過不足等の不具合が生じた場合は直ちにリーダーに報告する。

(ウ) 資機材の搬出

リーダーは資機材調達計画や作業現場からの要請に応じて、防疫支援班の運搬係に必要な資機材の運搬を指示する。指示する際におおよその到着時間を把握

しておき、農場からの照会に備える。

(エ) 資機材の在庫管理

リーダーは、搬入された資機材の在庫量を管理リスト（電子媒体が理想）により管理し、情報を総括・調整班の資機材調達係と共有する。必要資材に不足が見込まれる場合は、出来るだけ前日までに総括・支援班の資機材調達係に調達を依頼し、速やかに調達の目処を立てる。

カ 留意事項

(ア) 本庁が直接発注する殺処分用炭酸ガスボンベ（ボンベ用カート、スノーホーン、スパナ含む）は、集合施設を経由せず業者から直接農場に搬入されるので、農場防疫班の資機材管理係が受け入れて管理する。

(イ) 農場防疫班からガスボンベ追加のオーダーがある場合は一度当係で受け、本庁指揮室防疫支援係に繋ぐ。

キ 必要資機材

資機材調達計画、筆記用具、PC又はタブレット（管理リスト用）、差し込みベスト（リーダー用）

（様式例：資機材管理リスト）

品名：

日		時		受入	単位	払出	在庫	備考（備蓄、購入の別等）
月	日	時	分					
月	日	時	分					
月	日	時	分					
月	日	時	分					
月	日	時	分					
月	日	時	分					
月	日	時	分					
月	日	時	分					
月	日	時	分					
月	日	時	分					

ク 連絡先

総括・調整班－資機材調達係

担当者氏名： _____

連絡先： _____

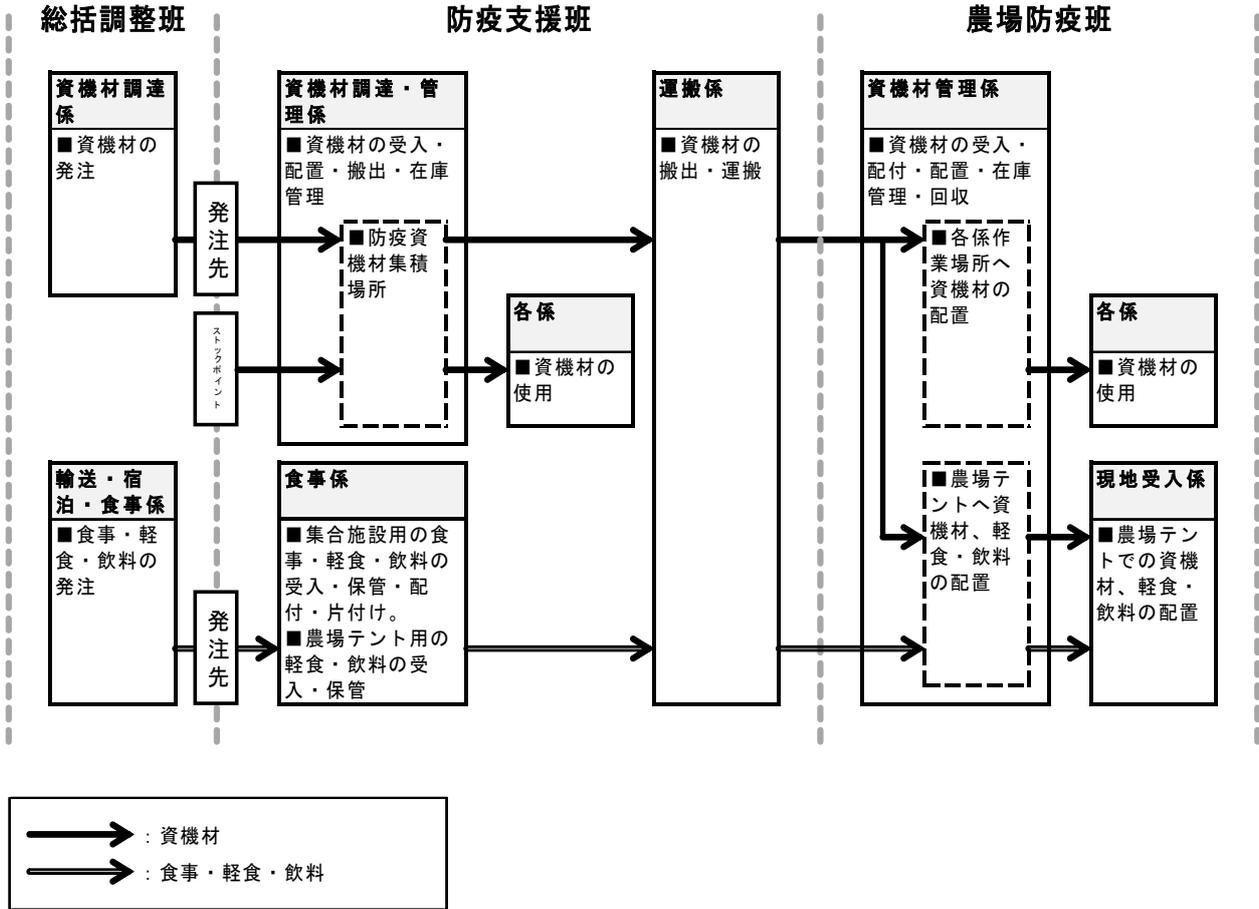
農場防疫班－資機材管理係（リーダー）

担当者氏名： _____

連絡先： _____

ケ 参考

資機材管理に係る分担例



(3) 運搬係

ア 作業内容

集合施設から発生農場、埋却地等へ必要資機材を運搬する。

- * 各消毒ポイントへの資機材の配置は消毒ポイント係が行うが、消毒ポイントの運営上、集合施設とは別に拠点を設置する場合、必要に応じて集合施設から消毒ポイント係の拠点までの輸送について消毒ポイント係と連携して対応する。

イ 作業場所

集合施設、発生農場テント、埋却地 等

ウ 作業場所までの移動手段

第一陣は(総合)振興局から集合施設まで、(総合)振興局指揮室の総括・調整班が準備するバスで、農場防疫班の先遣隊(受入)、防疫支援班の集合施設運営係、食事係及び資機材調達・管理係のメンバーとともに移動する。

第二陣以降については、(総合)振興局から防疫作業員とともに輸送バスでに移動する。

エ 人員構成

資機材の運搬に係る作業を円滑に行うため本人の了承を得た上で体力的に支障のない人員を配置するが、常に資機材の量、資機材保管場所への車両接近の可否等を検討し、困難な場合にあってはただちに(総合)振興局指揮室に増員(集中的な運搬等必要に応じて運送業者への外注)を検討する。

例)	農場担当	4名×2台		
	消毒ポイント担当	2名×1台	計	10名
		(8時間交代制	24時間で	30名)

オ 作業手順

防疫支援班の資機材調達・管理係の指示により、集合施設内に保管されている資機材を運搬車両に積み込み、農場等の作業現場に資機材を搬入する。搬入先では担当者の検収を受けること。

また、防疫支援班の食事係の指示により、集合施設内に保管されている軽食・飲料を運搬車両に積み込み、農場テントに搬入する。搬入先では担当者の検収を受けること。

なお、運搬車両は、総括・調整班の輸送・宿泊・食事係が調達し、運搬係へ支給される。

また、防疫措置開始前にあっては、先遣隊(受入)と連携して資機材の管理を行う。

カ 必要資機材

資機材調達計画(様式未定)、運搬用車両(ワンボックス、軽トラック)、周辺道路地図

キ 連絡先

防疫支援班－資機材調達・管理係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

農場防疫班－資機材管理係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

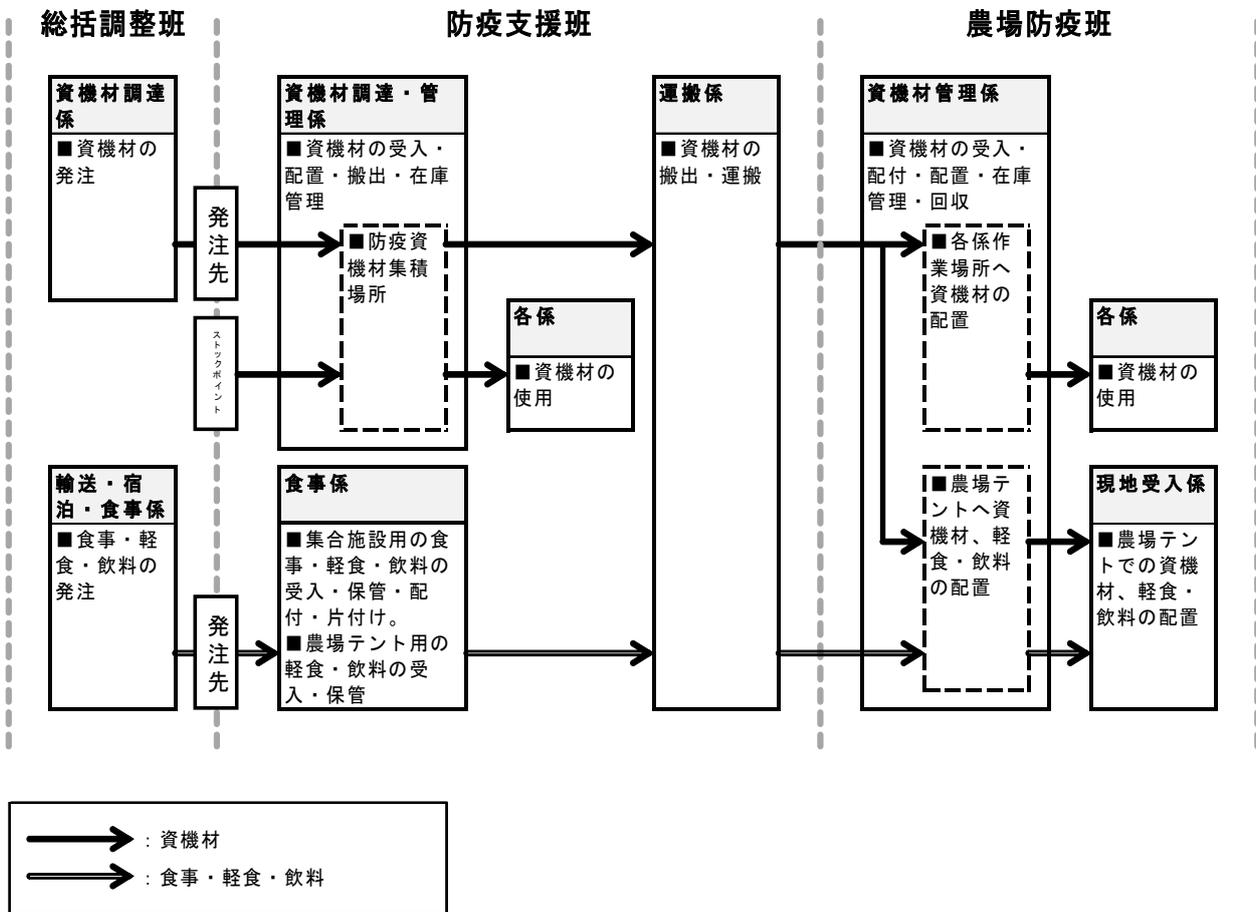
防疫支援班－運搬係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

ク 参考

資機材管理に係る分担例



(4) 健康管理・感染症対策係

ア 作業内容

防疫作業員等の感染症対策

イ 作業場所

防疫作業員（防疫作業員等のうち発生農場の従業者を除く。）の集合施設等

ウ 作業場所までの移動手段

（総合）振興局等より公用車にて移動

エ 人員構成

防疫計画のとおり

オ 具体的対策

(ア) 従事前健康調査及び感染防御に関する教育

- a 防疫作業員は、原則として、派遣元事業所等が行う従事前健康調査を受ける。
- b 健康調査の結果、呼吸器疾患を有し通院加療中である者など、防疫業務に適さないと判断された場合には、派遣元事業所等において、防疫作業員としての候補からの除外を徹底する。
- c 防疫作業員は、鳥インフルエンザのヒトへの感染のリスク、感染防止のための適切な防疫衣の着脱方法等について、可能であれば派遣元事業所等において教育を受ける。また、従事する際には従事前に配布するPPEの着脱手順を確認する。
- d 防疫作業員は集合施設に到着後、作業開始前に健康調査及び感染防止に係る指導を受ける。

(イ) 従事後健康調査と抗インフルエンザウイルス薬投与

- a 防疫衣着用から脱衣までの状況等については、ヒトへの感染防止の観点から必要な情報となるため、第三者によるチェックなどにより、各防疫作業員ごとに把握する。
- b 感染鳥類又はその排泄物等と接触したすべての者は、従事後において、原則として業務従事地を管轄する道立保健所が実施する従事後健康調査を受ける。
- c 道立保健所等は、従事の際に適切な防疫衣を着用していなかった者に対して、明示の同意が得られた場合、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、適切な防疫衣を着用した者に対しても、明示の同意が得られた場合、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が行われることが望ましいため、予防投与を勧奨する。

- (ウ) 従事後10日間の健康観察と感染が疑われる場合の対応
- a 防疫作業員は、業務終了日の翌日から起算して10日目までは、朝・夕の体温測定等の健康観察を行うこととし、注意深く自己の健康管理を行う。また、適切な防疫衣を着用していなかった者は、不要不急な外出等は控える。
 - b 防疫作業員は、インフルエンザ様の症状が生じた場合には、直ちに防疫作業員が勤務する所属の長（以下「所属長」という。）に報告する。
 - c 報告を受けた所属長は道立保健所等に連絡し、連絡を受けた道立保健所等は、第二種感染症指定医療機関など予め受診及び検体確保について協力が得られている医療機関（以下「協力医療機関」という。）への受診調整を行う。
 - d 防疫作業員は、原則として道立保健所等が連絡調整した協力医療機関を受診する。
 - e 道立保健所等は、防疫作業員にインフルエンザ疑いがあると判断した場合には、当該防疫作業員から行動歴等の聞き取り調査を行うとともに検体を確保し、道立衛生研究所等に送付する。
 - f 検体を受領した道立衛生研究所等は、速やかに検査を実施する。
 - g 道立保健所等は、有症者発生時の受診調整を想定し、郡市医師会と情報の共有に努め、協力を依頼する。
- (エ) 発生農場の従業者への対応
- 発生農場の従業者に係る健康調査、抗インフルエンザウイルス薬投与、健康観察及び感染が疑われる場合の対応については、(イ)及び(ウ)の規定に準ずる。

カ 留意事項

- (ア) 保健福祉部健康安全局地域保健課及び道立保健所は、鳥インフルエンザのヒトへの感染を防止するため、農政部関係課等と連携し、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査を実施する。この調査は、「平成18年12月27日付け健感発第1227003号（平成20年5月12日一部改正）厚生労働省健康局結核感染症課長通知「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」に準じて行う。
- (イ) 本対策の実施に際して、地域保健課及び道立保健所は、保健所設置市保健所との間で必要な調整を行い、厚生労働省健康局結核感染症課、関係機関等と緊密に連携を図る。

※ 対策の必要性

- 1 この対策は、労働者の健康管理が労働関連法規に基づき、事業者の責務で行われる中で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく鳥インフルエンザの感染予防やまん延防止が適切に行われるよう定めるものである。
- 2 鳥インフルエンザウイルスは、通常ではヒトへの感染は起こりにくいとされているが、感染鳥類の殺処分や排泄物の清掃など、ウイルスに濃厚に接触する防疫作業員及び発生農場の従業者においては、感染して重症となる可能性がある。
- 3 防疫作業員及び発生農場の従業者が、季節性インフルエンザと鳥インフルエンザに重複感染すると、体内で遺伝子が交鎖してヒトへ感染しやすい型に変異し、新型インフルエンザとして大流行する可能性がある。

(5) 消毒ポイント係

ア 作業内容

(ア) 消毒ポイントの設置

- ・設置場所の検討
- ・道路使用許可又は占有許可申請等に係る事務

(イ) 消毒ポイントの運営

- 原則として下記の畜産関係車両を対象として消毒を実施。(ただし、農場の防疫措置に係る通行制限・遮断に伴い設置する消毒ポイントにおいては、当該農場の防疫措置完了までの間、一般車両を含めた全ての車両の消毒を行う。(1の農場防疫班の(8)の通行遮断係の項の別紙の実施例を参照))
 - ・家きん用飼料の運送車両(衛生管理区域に出入りしない車両も対象とする。なお、原材料のみを取り扱う車両にあつてはこの限りではない。)
 - ・家きん生体若しくは死体の運送車両
 - ・家きん飼養農場の衛生管理区域に出入りする車両
 - ・家きん関連施設(食鳥処理場、化製場、化製場に搬入するための死体の保管場所)に出入りする車両
 - ・その他、対策本部が必要と認めた車両
- 原則として引き込みによる消毒
- 各消毒ポイントを巡回し、資機材等を補充

イ 作業場所

集合施設、各消毒ポイント

- * 原則として集合施設を拠点として、各消毒ポイントに係る対応を行うが、消毒ポイントの設置状況を踏まえ、消毒ポイントへの移動等の利便性を考慮し、必要に応じて集合施設とは別に拠点を設置する。

ウ 作業場所までの移動手段

公用車(各自運転)等

エ 人員構成

- 各消毒ポイント 概ね5名(1箇所につき)
誘導作業2名、消毒作業1名、総括及び事務担当2名。なお、消毒対象車両が多い消毒ポイントにおいては適宜増員する。
- 資機材等補充要員 2名(各消毒ポイントを巡回)
- 稼働時間が8時間を超える場合には2～3交代制で実施

オ 作業手順

(ア) 準備

対策本部を設置した段階から準備を開始し、患畜等発生後、稼働可能なポイントから順次稼働させる。

- a あらかじめ設定されていた各消毒ポイントの想定場所において、当該土地の所有者に対し消毒ポイントの稼働の可否を確認し、稼働を決定するとともにその旨を(総合)振興局指揮室に報告する。
- b 当該ポイントについて、道路使用許可及び道路占用許可申請を行う。
- c 各ポイントにおける作業動線、資機材保管場所のレイアウト等を決定する。清掃、除雪が必要であれば(総合)振興局指揮室に調整と手配を依頼する。
- d 設置場所、稼働時間については当該消毒ポイントを利用する畜産関係車両の動向に応じ、明らかに利用車両がない時間帯は閉鎖する等の防疫計画の微調整を行う。また、効率的な運営を期し、必要に応じて(総合)振興局指揮室又は本庁対策本部消毒ポイント支援係を通じ、飼料会社等に消毒ポイント通過時刻の調整を要請する。

(イ) 消毒ポイントの稼働準備

- a 各消毒ポイントに必要な資機材をリストアップし、(総合)振興局指揮室防疫支援班資機材調達・管理係に調達を依頼する。
- b 各消毒ポイントの稼働時間を検討し、本庁指揮室防疫支援班消毒ポイント支援係と連携し、飼料会社又は関係団体等への周知を依頼する。

(ウ) 消毒ポイントの運営

- a 稼働当初は道職員、現地の状況を熟知した市町村職員により運営するが、状況に応じ、民間企業等に業務の一部を委託する。
- b この際、本庁指揮室防疫支援班消毒ポイント支援係を介して事前協定に基づき対応を図る。ただし、稼働中は常時道職員が駐在し、苦情等不測の事態に備えることとする。
- c 稼働開始又は終了時、若しくはトラブル発生時には(総合)振興局指揮室へ随時報告する。なお、交通トラブルについては速やかに110番通報を行う。

(エ) 資機材の管理

- a 資機材は集合施設内の資機材集積場所に保管し、原則として消毒ポイント係が公用車等により消毒ポイントへ運搬する。
- b 資機材等補充要員は、消毒ポイントの稼働中であっては定期的に各ポイントを巡回し消耗品等を補充する。また、水の調達ができない立地においては給水車を手配し補充を行う。
- c 消毒ポイント閉鎖中においては、消毒ポイント看板に「休工中」のパネルを貼り付ける。資機材は可能な限り持ち帰ることとするが、動力噴霧機、タンク等をやむをえず現地に残す場合は、適宜不凍液を使用し凍結防止を図る。

(オ) 消毒の実務

- a 消毒ポイント内に進入した車両を消毒場所へ誘導。

車両誘導における事故防止・安全確保

車両を誘導する際の注意点は、場所にもよるが概ね次のとおり（訓練を通じた警察署の指導）。

- 道路路肩で実施する場合、歩道側（助手席側）で誘導を行うこと。運転席側に回るなど、道路に侵入しない。
- 車両の正面には立たない。
- 車両を誘導する際は、笛を使い、誘導棒を大きく掲げ、ゆっくり誘導棒を振り下ろし、車両を止める。急に誘導棒を振り下ろすと、車が急停車し、後続車と接触する可能性がある。
- 車両を誘導したら、極力エンジンを停止してもらい、歩道側（助手席側）から運転手に説明する。エンジンがかかったままだと、急に車両が動き出しケガをする可能性がある。

- b 消毒車両の情報を「車両消毒記録表」に記載

- c 動力噴霧機を用いて次の手順により車両に消毒薬を噴霧。

- (a) 上から下へ洗い流すように実施

*原則積荷には噴霧しない

- (b) 汚染し易いタイヤ、タイヤハウス内部、車両下面について念入りに実施

- (c) 側面を中心に噴霧しタイヤ消毒時の飛沫を洗い落とす

- (d) 運転手の手指に手指用消毒薬をスプレー

- (e) フロアマット、ペダル、靴底に消毒薬を噴霧(手押しポンプ)

- d 消毒車両の運転手の「車両消毒証明書」に消毒した旨を記載



カ 必要資機材

(例) 1か所あたり (5人分)

No.	区分	一般名	用途等	必要数量
1	着衣	ディスポキャップ		1箱
2	着衣	くもり止め	メガネ、ゴーグル用	1本
3	着衣	箱ティッシュ	くもり止め塗り伸ばし用	1箱
4	着衣	マスク		1箱
5	着衣	インナー手袋	S, M, L	各1箱
6	着衣	防疫衣	一人1枚 S145cm、M155cm、L165cm	5枚
7	着衣	長靴		5足
8	着衣	防寒中敷き	冬期	5足
9	着衣	貼るカイロ	冬期 足先等に貼る	20以上個
10	装備	防寒手袋	冬期 裏ボアのダイグローブLL等	5双
11	装備	ゴーグル		5個
12	装備	ヘルメット		5個
13	装備	LED誘導棒		5本
14	装備	ホイッスル		5個
15	装備	安全反射ベスト	自ら発光するものが望ましい	5枚
16	筆記	車両消毒記録表	耐水紙に印刷	3枚
17	筆記	車両消毒証明書	耐水紙に印刷	20枚
18	筆記	クリップボード		1個
19	筆記	ボールペン		1本
20	筆記	A4用紙		20枚
21	消毒	動力噴霧機	ノズル、リール付き	1式
22	消毒	ローリータンク	300L～(必要液量 30L/乗用車、60L/トラック)	1台
23	消毒	タンクヒーター	冬期 消毒薬加温用	1台
24	消毒	消毒薬		
25	消毒	不凍液	降雪がある場合は使用を推奨	
26	消毒	ブラシ	強固な汚れ落とし用	1本
27	消毒	窓用ワイパー	窓ガラス拭き取り用	1個
28	消毒	手動加圧式噴霧機	運転席フロアマット、ヘルメット、靴底消毒	1個
29	消毒	手指消毒薬		1本
30	器材	テント	2間×3間、ウェイト・幕付き	1式
31	器材	長机、椅子	長机2、椅子5	1式
32	器材	テント内照明	LEDランタンなど	1式
33	器材	バルーンライト		1個
34	器材	ポータブル発電機		1台
35	器材	ガソリン	携行缶	1個
36	器材	電源リール	野外用	1台
37	器材	コーン	コーン、コーンウェイト	8個
38	器材	灯油ストーブ	ジェットヒーターは不向き	8個
39	器材	灯油	ポリタン、ポンプ	
40	器材	ゴミ袋	90L	3袋
41	器材	仮設トイレ		1台
42	看板	看板、固定資機材	重り&重り台又は木杭&ハンマー	4台
43	看板	ホワイトボードマーカー極太	看板書き込み用	4本
44	看板	紙タオル	看板拭き取り用	1巻

キ 連絡先

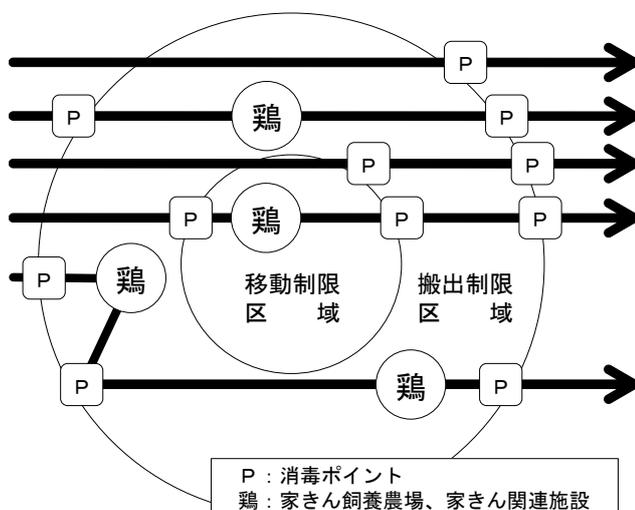
防疫支援班－連絡調整係

担当者氏名：_____

連絡先：_____

(参考) 消毒ポイントの通過の必要性の考え方について

- 区域侵入時は不要、通り抜け時に実施
- ただし、家きん飼養農場、又は家きん関連施設に立ち入る場合はその前にも実施
- 区域内に複数の家きん飼養農場又は家きん関連施設に立ち入る場合は都度実施



(参考) 冬季における消毒薬の作製方法

1 ウィンドウォッシャー液を使用する場合

- (1) 容器に不凍液（ウィンドウォッシャー液：通常のものであればメタノール濃度47%）を1/2程度入れる。
- (2) 容器に満タンまで水を入れ希釈する。不凍液の希釈率は1/2（メタノール濃度として23.5%）となる。
- (3) 消毒薬（複合次亜塩素酸）を希釈倍率1,000～2,000倍となるよう容器に入れ混合する。
- (4) 濃縮ウィンドウォッシャー液を使用する場合は、メタノール濃度が20～30%となるよう希釈する。

【参考文献】

- [1] 枝松弘樹、他：厳寒期における消毒薬の殺ウイルス効果に関する検討、第59回家畜保健衛生業績発表集録、北海道、65-69(2012)
- [2] 宮本真智子、他：北海道における冬季の消毒方法の検討、第59回家畜保健衛生業績発表集録、北海道、70-75(2012)

2 液状酢酸系道路凍結防止剤を使用する場合

- (1) 容器に凍結防止剤を4/5程度入れる。
- (2) 容器に満タンまで水を入れ希釈する。凍結防止剤の希釈率は80%となる。
- (3) 消毒薬（複合次亜塩素酸）を希釈倍率1,000～2,000倍となるよう容器に入れ混合する。

【参考文献】

- [1] 川内京子、他：液状酢酸系道路凍結防止剤で希釈した消毒薬等の氷点下環境における消毒効果の検証、北獣会誌、61、6-9(2017)

引き込み消毒ポイント様式 1

車両消毒記録表 (実施者控え)							
消毒ポイント番号	実施日	実施時間	実施者	車両番号	運転者	連絡先	備考
①	○月○日	○時○分	○○ ○○	北海99 あ 99-99	○○ ○○	9999-99-9999	

* 車両消毒証明書と記載事項を一致させる。

引き込み消毒ポイント様式 2

車両消毒証明書 (運転者控え)				
				北海道○○○防疫対策本部
車両番号	北海99 あ 99-99			
運転者	○○○運輸 ○○			
連絡先	9999-99-9999			
消毒ポイント番号	実施日	実施時期	実施者	備考

(参考) 道路使用許可申請書

道路使用許可申請書				
				年 月 日
警察署長 殿				
			申請者 住所 氏名	印
道路使用の目的		電話	()	
場所又は区間				
期 間	年 月 日 時 から		年 月 日 時まで	
方法又は形態				
添付書類				
現場 責任者	住所 氏名	電話	()	
第 号				
道 路 使 用 許 可 証				

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと、

条件	
----	--

年 月 日

警察署長 印

手数料ちょう付欄

	事	1 手数料の名称 道路使用許可手数料 号許可
		2 納付 年 月 日
	項	3 受領者印 印

- 注 1 この処分については、北海道公安委員会に対して、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日(前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟においては北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります
- 3 規格はA列4番縦長とする。

道路使用許可申請書記載要領

1	申請年月日	申請書を提出する日を記載します。
2	提出先	道路使用の許可行為に係る場所を管轄する警察署名を記載します。
3	申請者	申請者が法人の場合、会社の名称、代表者の氏名、所在を記載します。 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができます。
4	道路使用の目的	工事等の名称を具体的に記載します。 (記載例) ・道路工事 ○○丁目路面補修工事、○○交差点改良工事 ・管路工事 配水管布設工事 ・共同溝工事 ○○共同溝工事 ・設置工事 消火栓設置工事 ・作業 ○○マンホール点検作業
5	場所又は区間	実際に使用する道路の場所又は区間の番地名を正しく記載します。 (記載例) ・ ○○市○○町2丁目1番1号から同町2丁目2番2号 (長さ150m、幅7m)
6	期間	ア 施工期間

	<p>実際に道路を使用して工事等をする必要最小限度の期間を記載します。</p> <p>イ 施工時期 工事の内容、施工場所、交通量等から総合的に判断し「昼間施工」、「夜間施工」の別及び施工時間帯を検討したうえ、所轄警察署への事前相談等を行って決めてください。</p>
7 方法又は形態	<p>工事などの施工方法、施工面積、概要等について記載します。</p> <p>この欄に書き入れない場合は、「別添『道路使用計画書』のとおり」等と記入し、添付書類中の工事概要に記載します。</p>
8 添付書類	<p>表題である「道路使用計画書」等と記載し添付します。</p> <p>添付書類として必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場位置図 ・道路現況図 ・道路使用現況図 ・保安施設、資機材図配置図 <p>等がありますが、詳しいことについては、警察署窓口で相談してください。</p>
9 現場責任者	<p>現場事務所を設置している場合には、当該現場事務所の住所と電話番号(携帯電話がある場合は、携帯電話番号も)を記入し、設置していない場合は、現場責任者が現実に所在する本社・支社等の住所と電話番号を記載します。</p>
10 道路使用許可証	<p>警察署が記載するので、空欄としておいてください。</p>
11 申請書提出数	<p>申請書の提出数は、2通必要です。</p> <p>申請にあたっては、作業、工作物の設置、露天などを出そうとする場合は、道路管理者の道路占用許可が必要なものがあります。また申請時に手数料が必要となります。</p> <p>道路占用、手数料など不明な点、詳しいことについては、警察署窓口で照会してください。</p> <p>道路使用許可の対象となる行為は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路において工事若しくは作業をしようとする行為 ・道路に広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為 ・場所を移動しないで露天、屋台等を出そうとする好意 ・公安委員会が定める一定の行為(祭礼行事、ロケーション等)

(参考)道路占用許可申請書

_____ 殿 千 年 月 日
住所

道路占用 許可申請 書
協 議

新	更	変	第	号
規	新	更	年	月
			日	

氏名

印

TEL

道路法第 32 条の規定により 許可を申請 します。 所属・担当者
35 協 議 TEL

占用の目的			
占用の場所	路線名	号	車道・歩道・その他・ 上り 下り
	場所		
占用物件	名称	規模	数量
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工 事 実 施 の 方 法
道路の 復旧方法			添付書類
備 考			

記載要領

- 「許可申請/協議」、「第32条/第35条」及び「許可を申請/協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 新規/変更/更新**については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合は、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を申請するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の番地にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

(6) 連絡調整係

ア 作業内容

- (ア) 現地指揮所の連絡調整
- (イ) 集合施設運営係のサポート

イ 作業場所

集合施設

ウ 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局より輸送バスで移動

エ 人員構成

最低2名（指揮室担当1、運営係担当1、いずれも（総合）振興局）

オ 作業手順

- (ア) 現地指揮所内での連絡調整
 - a 農場防疫班の連絡調整係から報告される防疫作業の進捗状況等の情報を、速やかに現地指揮所の副室長（家保所長）へ伝達する。
 - b 現地指揮所で決定される作業現場への指示等、現地指揮所で発生した情報を定期的に総括・調整班の連絡調整係へ伝達し共有する。
 - c 総括・調整班の連絡調整係から入る（総合）振興局指揮室からの情報を、現地指揮所内で共有する。
- (イ) 集合施設運営係のサポート
 - a 集合施設運営係が取りまとめた防疫作業員動員者数の実績を、総括・調整班の連絡調整係に報告する。
 - b 防疫作業の進捗状況等、農場防疫班の連絡調整係から報告される情報は、待機する防疫作業員の士気向上のため、集合施設内に掲示するなどして周知する。
 - c 集合施設運営係の指示に従い、集合施設内に待機する防疫作業員に対し、作業スケジュール等の情報を拡声器や掲示物で周知する。

カ 留意事項

- (ア) 防疫作業進捗状況等の作業現場からの情報は、防疫作業を円滑に進める上で欠かせないものであるため、伝達は速やかかつ正確に行う。
- (イ) 動員者数実績はプレスリリース案件であるため、報告は正確かつ確実に行う。

キ 必要資機材

通信機器：PC&プリンター、携帯電話 1 ※充電器は集合施設運営係と共用
筆記用具：クリップボード 2、鉛筆 2、鉛筆削り 1
その他：拡声器

ク 連絡先

農場防疫班-連絡調整係

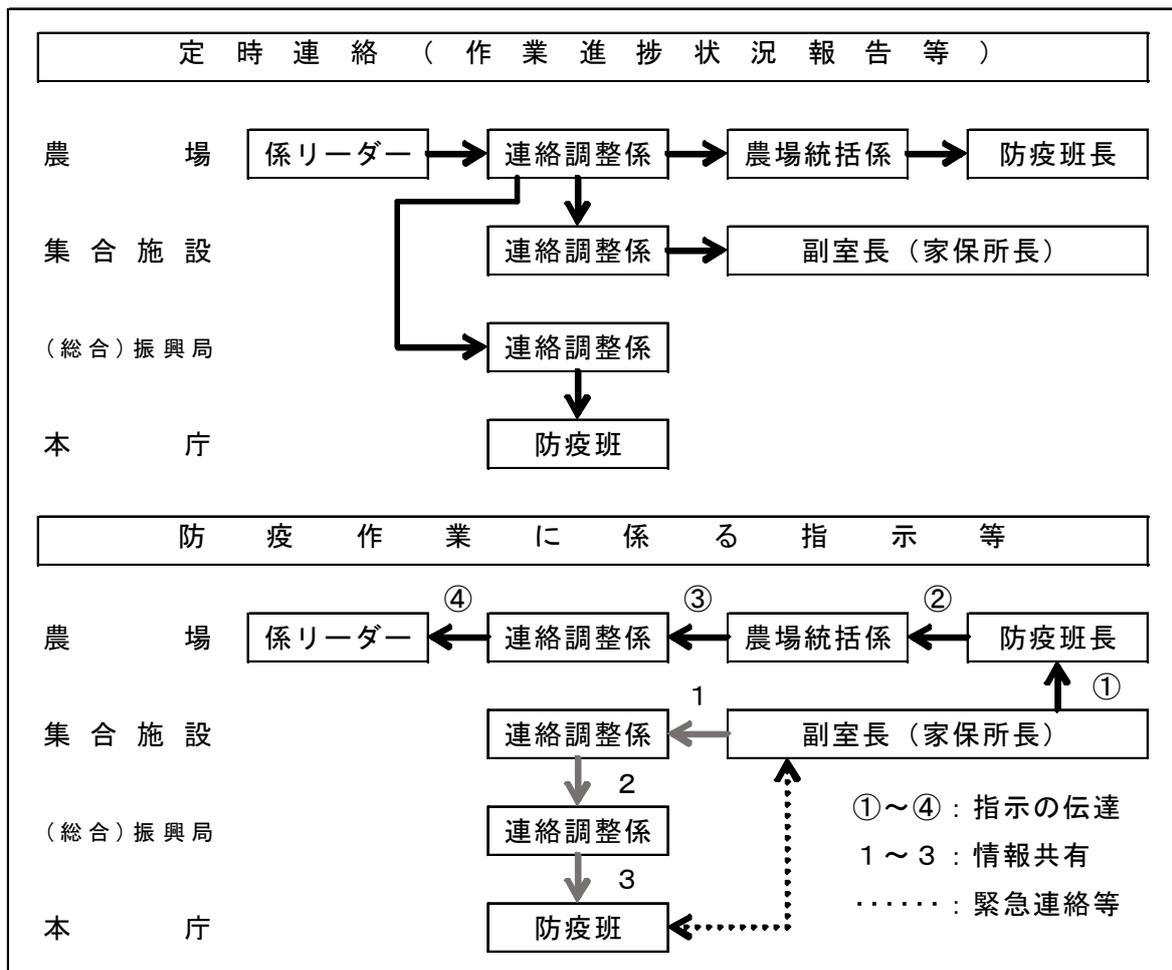
担当者氏名： _____
連絡先： _____

総括・調整班班-連絡調整係

担当者氏名： _____
連絡先： _____

ケ 参考

情報伝達のイメージ



(7) 食事係

ア 作業内容

- (ア) 集合施設等における防疫作業員の食事の管理。第一陣には、集合施設の設営補助も含む。
- (イ) 農場テント、消毒ポイント、埋却地で消費する飲料水、軽食の管理。
集合施設において発注業者から受理し、運搬係に受け渡す。この間の保管、個数管理を含む。

イ 作業場所

集合施設（場合によって、農場テント、消毒ポイント、埋却地も含む）

ウ 作業場所までの移動手段

第一陣：(総合) 振興局より公用車にて移動（集合施設運営係と同時）
二陣以降：(総合) 振興局より輸送バスにて防疫作業員とともに移動

エ 人員構成

防疫計画のとおり

例) 30万羽飼養（3万羽×10鶏舎）の場合
5名

オ 作業手順

- (ア) 集合施設内の作業場所の設置
第一陣の係員は、集合施設の設営に合わせ、食事の配付、保管、廃棄場所等
を確保、設営し、防疫作業の開始に備える。
- (イ) 発注量、到着予定時刻等の確認
発注作業を担当する総括・調整班の輸送・宿泊・食事係担当者と情報を共有
し、発注量、到着予定時刻等を随時確認する。受入量に過不足が生じた場合
は直ちに、同班に連絡し調整を依頼する。常備する軽食や飲料水・お湯等に
ついては、定期的に消費量を確認し、補充必要数の発注を同班に依頼する。
- (ウ) 食事の配付、保管
発注業者から受け取った食事は定位置に配置し、スムーズに配付されるよう
管理する。防疫作業員に必ず配付されるよう留意する。
防疫計画に沿って食事の配付計画を作成し、施設のホワイトボードに掲示す
るなど情報提供に努める。
食事を保管する場合は品質が劣化しないよう温度管理に注意するとともに、
消費期限に配慮した管理を行う（消費期限等の記載がない場合は、納品日時
を見やすい場所に記載）。

(エ) 食事の後片付け

ゴミ袋を所定の場所に設置するなどし、市町村の分別ルールに従って適正な処理を行い、清潔に保つよう心がける。

(オ) 集合施設以外の作業場所（農場テント、消毒ポイント等）へ配付するため、飲料水、軽食を運搬係に受け渡す。

カ 必要資機材

筆記用具、数量チェックリスト（様式不問）、机、ゴミ袋、段ボール箱、使い捨てウェットタオル（食卓用）

キ 連絡先

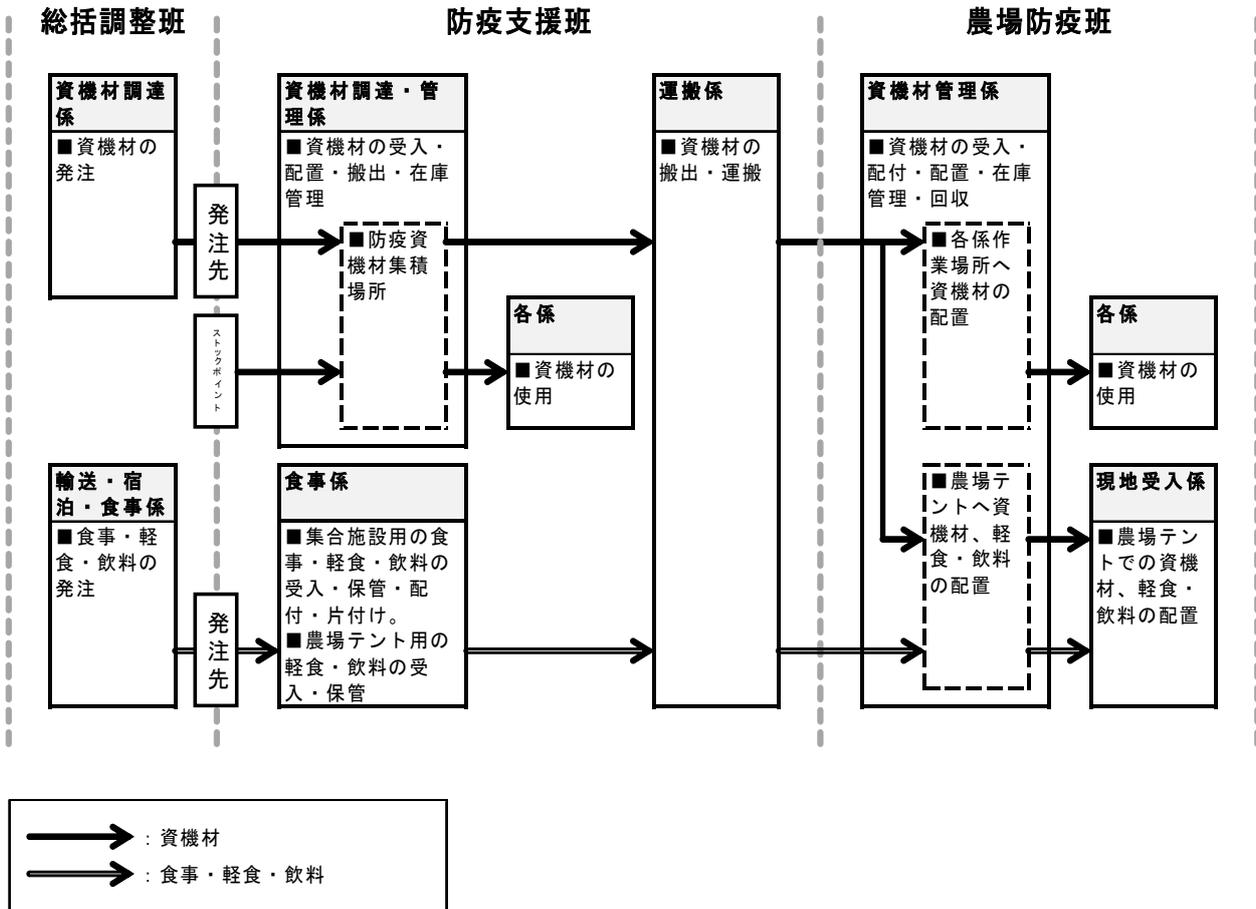
総括・調整班-輸送・宿泊・食事係

担当者氏名： _____

連絡先： _____

ク 参考

(ア) 食事の管理に係る分担例



(イ) 動員に係る分担例

分担事項		派遣元	当該(総合)振興局職員、管内関係団体等	本庁、他(総合)振興局職員、道内関係団体等
必要人員の算出			動員・班編制係	本庁対策本部指揮室調整班企画・総務係(農政課、人事局人事課) *
動員者の所属との調整			動員・班編制係	
宿泊施設	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の通知		動員・班編制係	
	集合施設への移動手段の通知		動員・班編制係	
	移動手段(宿泊施設と集合施設間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
集合施設	移動手段(集合施設と作業場所間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	受付		集合施設運営係	
	(作業前)防疫衣の装着の補助		集合施設運営係	
	(作業前)作業場所への移動バスに誘導 (作業後)宿泊施設への移動バスに誘導		集合施設運営係	
	次シフトの集合時間、集合手段の通知		集合施設運営係	
	軽食、飲料の配付		食事係	
	作業場所	作業場所への移動手段の手配		輸送・宿泊・食事係
汚染エリア出入時の補助・手順の指示			現地受入係	
受付、作業開始・終了の指示			農場統括係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
集合施設への移動手段の通知			農場統括係又は現地受入係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
軽食、飲料の配付			現地受入係	

注1 注釈のない係名は(総合)振興局対策本部の係を指す。

注2 上表に自衛隊、警察、家畜防疫員、国・都府県からの派遣者は含めない。

- *
 ・当該(総合)振興局管内の動員上の不足人数を他(総合)振興局、道内関係団体等から動員。
 ・道内関係団体への連絡については、道本部防疫班防疫対策係が補佐。
 ・必要に応じて、道本部調整班関係機関調整係が補佐。
 ・必要に応じて、派遣元に自己手配を要請。

3 総括・調整班

(1) 連絡調整係

ア 作業内容

- (ア) (総合) 振興局対策本部の開催
- (イ) (総合) 振興局指揮室において、本庁指揮室、現地指揮所、北海道警察、市町村対策本部との連絡調整、並びに上記以外の(総合) 振興局対策本部関係各所への情報提供。
- (ウ) 時系列活動記録(クロノロジー)等の作成

イ 人員構成

最低3名(指揮室・指揮所・対策本部担当1、活動記録担当2、すべて農務課)

ウ 作業手順

- (ア) (総合) 振興局対策本部の開催
 - a 開催時期 簡易検査陽性確認後→疑似患畜決定(遺伝子検査結果判明)前
 - b 開催場所 (総合) 振興局内
 - c 招 集 本部長(局長)が招集
- ※ 協議事項等詳細は、防疫マニュアル「(総合) 振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要領(案)」のとおり
- (イ) 本庁指揮室、現地指揮所、北海道警察、市町村対策本部との連絡調整
農場防疫班の連絡調整係から受けた報告を整理し、本庁指揮室、市町村対策本部に対し、発生農場の状況、防疫作業の進捗状況等の情報共有を行う。
特に、北海道警察には、通行遮断や消毒ポイントの設置場所について情報提供するとともに、警察官の協力を依頼する。道道の道路占有許可等については、建設管理部へ依頼する(Ⅲの7参照)。
なお、北海道警察への協力依頼は別紙のとおり。
- (ウ) (総合) 振興局対策本部関係各所への情報提供
全庁共有フォルダなど既存のシステムを活用し、発生農場の状況、防疫作業の進捗状況等の情報を効率的に共有する。
なお、防疫措置開始時は様々な作業が同時に行われることから速やかに情報提供を行うとともに対策本部関係各所からの問い合わせについても回答する。
- (エ) 時系列活動記録(クロノロジー)等の作成
 - a～gをホワイトボード等に記載・掲示し、情報の整理を共有を行う。
 - a 防疫作業記録書(例1)
各所からの防疫作業に係る「情報」、「課題」、「指示」、「予定等」の内容を時系列で記録。記録には「発信元」と「共有先」を明記し、担当者が交代した際でも当該活動記録を見ることで防疫状況が把握できる様に記録する。

- b 今後の作業予定 (例 2)
 - a から「今後の作業予定」を定期的に抜き出し、(総合) 振興局指揮室内での課題整理に活用する。
- c 農場に対する指示事項 (例 3)
 - 「農場に対する指示事項」について、a を活用して定期的に照合し、農場の防疫作業に漏れがないか確認する。
- d 現地指揮室幹部の所在 (例 4)
 - 各幹部の配置・交代の際に、時間と所在地を確認しおおよその動向を把握する。
- e 各施設の位置図
 - 一枚の地図に「発生農場」「埋却地」「消毒ポイント」「制限区域 (3 km、10 km)」「周辺農場」「現地指揮所」「集合施設」等をプロットして、距離、移動手段、移動時間を整理して掲示する。
- f 防疫作業員の動員及び稼働状況
 - ※ 作成、管理は総括・調整班の動員・班編制係にて
- g 資機材の発注納品・状況
 - ※ 作成、管理は総括・調整班の資機材調達係にて

エ 必要資機材

各種連絡先 (本庁、(総合) 振興局、家保、市長村、関係団体)

才 連絡先

本庁指揮室－防疫支援班（畜産振興課・食肉鶏卵G）

担当者氏名：_____

連絡先：_____

現地指揮所－副室長（家保所長）

氏名：_____

連絡先：_____

現地指揮所－副室長（産業振興部長又は地域産業担当部長）

氏名：_____

連絡先：_____

防疫支援班－連絡調整係

氏名：_____

連絡先：_____

市町村対策本部

担当者氏名：_____

連絡先：_____

農場防疫班－防疫班長

氏名：_____

連絡先：_____

農場防疫班－連絡調整係

氏名：_____

連絡先：_____

カ 参考

ウの(ウ) 時系列活動記録書等の記載例

例1) a 防疫作業記録書

時間	発信元	共有先	情報/課題/指示/予定等の内容
○月○日 00:00	局長	本庁 局 市町村	(総合) 振興局防疫対策本部の開催予定 場所 : ○○ 参集範囲 : ○○ 内容 : ○○ 時間 : ○○時
○月○日 00:00	家保長 産振部長 本庁派遣	局 該当班長	進捗状況打合せ 内容 : 各班・各係の進捗状況 参集範囲 : ○○○
○月○日 00:00	農場防疫班- 連絡調整係	局 本庁	防疫作業員のトラブル 防疫班・連絡調整係から殺処分に従事して いた○○所属の○○氏が体調不良。現在、集 合施設で健康管理観察中。

例2) b 今後の作業予定

作業内容	集合場所	集合手段	集合時間	開始時間
殺処分(○日朝シフト)	集合施設	バス	○月○日 ○:○	○月○日 ○:○

例3) d 現地指揮所幹部の所在 ※原則、幹部は指揮室に詰める

役職	名前	携帯	8:	10:	12:	14:	16:	18:	20:	22:
			00	00	00	00	00	00	00	00
副室長(支援)	○○部長	○-○-○	指		指		指			
// 代理	○○課長								指	
副室長(防疫)	○○所長		指		テ		農			
// 代理	○○次長								埋	
補佐(本庁派遣)	○○主幹		指		指		指			
// 代理	○○主査								埋	
協力(関係機関)	○○部長		指		指		指			
// 代理	○○課長								指	
連携(市町村)	○○部長		指		指		指			
// 代理	○○課長								指	
防疫支援 班長	○○課長		指		指		指			
// 代理	○○主幹								指	
防疫班長	○○課長		テ		農		テ			
// 代理	○○課長								テ	

所在地の表示例:

指: 指揮所 テ: 農場テント 農: 農場内 埋: 埋却地
消: 消毒ポイント 局: (総合) 振興局 宿: 宿泊先 移: 移動中

(別 紙)

北海道警察への協力依頼

北海道警察（以下「道警」）への協力依頼は、北海道対策本部が必要の可否について判断し、知事から道警本部長に協力依頼するとともに、(総合) 振興局対策本部が所轄の方面本部長、警察署長へ依頼する。

＜協力依頼内容＞	
項目	具体的作業内容（目的）
1 制限措置（通行制限・消毒ポイント）の設置に係る協力	・ 家伝法第15条に基づく通行制限並びに第28条の2に基づく消毒ポイントの設置について、安全かつ適切な設置に係る助言。
2 制限措置（通行制限・消毒ポイント）の運営に係る協力	・ 車両誘導及び交通整理（1か所に1名程度の配置） ・ 制限への非協力者への（説得）対応
3 緊急時の道路使用許可申請に係る協議	・ 電話での許可申請（道から道警）を受け、道路管理者（国、道、市町村）と道警間の協議を了すれば、書類申請を待たずに設置可能。
4 発生農場周辺パトロール	・ 関係者以外の立入制限 ・ 部外者が防疫エリア内に侵入することを防止

* 道警本部並びに最寄りの所管警察署とは、定期的に情報交換を行い、疑い段階から早めの情報提供及び所要の依頼準備を行う。

北海道警察への協力依頼文書は次の例による。

○○○年○月○日
○○方面本部長 様
○○方面○○警察署長 様
○○（総合）振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部長
○○管内における高病原性鳥インフルエンザの発生を疑う事例の発生及び通行制限の実施協力について（依頼）
本日、別紙のとおり○○管内の農場において、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生しました。
現在実施中の遺伝子検査が陽性であった場合、当該農場の鶏は高病原性鳥インフルエンザの疑似

患畜と診断され、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく防疫措置が開始されます。

また、発生農場周辺の道路においては、家畜伝染病予防法第15条の規定により、速やかに通行を制限する必要があります。

つきましては、本病防疫を円滑にとりすすめ、本病のまん延防止を徹底するため、別紙のとおりご協力をお願いします。

(連絡先) ○○ (総合) 振興局産業振興部農務課

TEL

FAX

E-mail

※ 農場の概要、検査実施状況がわかるものを添付する。

※ 通行制限に係る事前協議を添付する。

(別紙)

通行制限に係る事前協議

1 通行制限箇所

(1) 発生農場の周辺の状況

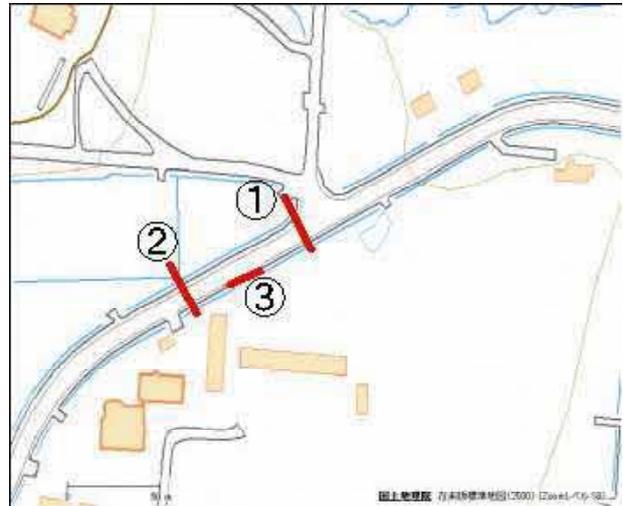
発生農場が道々○○号線に隣接。

道々○○号線の両方向ともに民家が存在し、生活のために往来あり。

迂回路の設定は、道路数の関係から不可能である。

(2) 通行制限の設定

発生農場と通じる道々○○号線上に、通行制限を2カ所(①、②)、農場入口に1カ所(③)設置する。①、②は消毒を行うことで車両の通行を許可する。



2 警察への協力依頼内容

公道上の通行制限2カ所に24時間体制で各1名を派遣
車両誘導、交通整理、制限への非協力者への説得対応

3 通行制限の期間

疑似患畜の決定から準備が整い次第速やかに開始～発生農場の防疫措置完了まで

※ 家畜伝染病予防法に基づく通行制限期間は発生(疑似患畜決定)から72時間のため、それを超える場合は別途協議します。

(2) 動員・班編制係

ア 作業内容

防疫作業員の動員及びその運用

- (ア) 動員規模に応じ(総合)振興局内、管内市町村、管内関係団体、本庁、他(総合)振興局等に対する動員要請
- (イ) 防疫作業員を班別又は係別に編制したリストの作成
- (ウ) 編制した防疫作業員リストの共有

イ 人員構成

(ア) 10万羽以上飼養規模農場での防疫作業にあつては常時10名

(イ) 構成例

a	シフト表整理担当	2名
b	(総合)振興局内動員担当	2名
c	市町村動員担当	2名
d	団体動員担当	1名
e	本庁・他(総合)振興局動員担当	3名

ウ 作業手順

(ア) 防疫作業員の確保、動員要請

あらかじめ農場別に作成されている防疫計画の「動員計画シフト表Ⅱ」の各組織別動員内訳(当該(総合)振興局、管内市町村、管内関係団体、本庁等)に基づき動員要請を行う。

- a 各組織(当該(総合)振興局内においては担当部課)に対し、「防疫作業員派遣依頼票」により、必要人数を要請するとともに、「動員者リスト」の提出を依頼する。
- b 本庁、各(総合)振興局からの動員要請にあつては、本庁対策本部指揮室調整班と調整するものとし、本庁内又は各(総合)振興局からの動員については本庁対策本部指揮室調整班が検討、手配する。

(イ) 防疫作業員の班編制

- a 各組織から「動員者リスト」の提出を受けた後、「動員計画シフト表Ⅰ」を用いて防疫作業員を各班、係に割り振った班編制表を作成する。
- b 集合施設への集合時間、作業開始時間を各班、係別に決定する。
- c a、bの内容を「動員者リスト」に整理し、(総合)振興局対策本部、防疫作業員を派遣する組織と共有するとともに、防疫作業員が自らの行動予定を確認できるよう集合施設等に掲示する。